

# 「各種事務事業の取扱い」

## 17 農林分科会

長岡市・与板町合併協議会

項番	事務事業コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
355	010101	新たな担い手への支援対策事業	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
356	010105	農業機械・施設導入に対する国県補助事業への市町村上乗せ補助	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
357	010206	園芸振興	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
358	010602	松くい虫・有害鳥獣等駆除事業	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
359	010303	土地改良事業の申請団体・負担団体		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。なお、継続事業については当該事業期間を限度として現行どおりとする。
360	010305	農村生活環境整備		合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
361	010102	認定農業者への支援対策事業	経過	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
362	010103	農業関係制度資金利子補給	経過	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
363	010104	地域農業の活性化	経過	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
364	010205	稲作振興(特別栽培農産物認証事業)	経過	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
365	010208	水産振興	経過	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
366	010304	農道・用排水路等の施設の維持管理	経過	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
367	010603	造林・保育事業	経過	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
368	010302	土地改良事業補助金(国県補助事業の市町村上乗せ補助)	経過	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。なお、国・県営事業の市町村負担率は国の示すガイドラインどおりとし、実施中の継続事業は現行制度を継続する。
369	010106	農業機械・施設導入に対する市町村単独補助(農業生産組織育成)		合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
370	010402	都市農村交流(農業農村理解)の促進		合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。なお、特定農地貸付事業については、小国町の制度を基本とする。
371	010301	土地改良事業補助金(市町村単独)	経過	合併後に統一	長岡市の制度を基に中山間地域等の地域特性を考慮した新制度を創設し統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
372	010701	災害復旧事業(農地・林地)	経過	合併後に統一	長岡市の制度を基に中山間地域等の地域特性を考慮した新制度を創設し統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
373	010202	土づくり促進事業		合併後に統一	越路町の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
374	010607	林道等維持管理	経過	合併後に統一	林道台帳登載道路は越路町の制度を、その他の作業道等は長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
375	010207	畜産振興		合併後に統一	新制度を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
376	010204	生産調整		合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
377	010401	中山間地域振興		現行どおり	現行どおりとする。ただし、中山間地域等直接支払制度は平成17年度に制度の見直しがあり、その時点で地域の状況に合った取組みを実施する。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

355

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
17 農林	01 農林水産業	01 農業基盤の強化・担い手の育成	01	新たな担い手への支援対策事業
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
<p>(1) 事業の目的・内容 地域農業の次の世代を担う新たな担い手を確保・育成するため、新規就農者が先進農家での研修を受ける際の助成や、農業法人等に雇用される際に法人の施設整備に対する助成、新規参入希望者を積極的に受け入れる農家に対して研修指導経費の助成を行なうこと等により、農業後継者の確保・育成支援を図るもの。</p> <p>(2) 対象者 新規就農者、新規就農者を雇用した法人</p> <p>(3) 事業種別 ・新規就農者技術習得支援事業(県) ・新規就農者農業法人雇用促進事業(雇用条件整備)(県) ・新規参入農業者実践研修支援事業(県)</p> <p>(4) 補助率 県50% 市0~50% 要綱による (農家子弟以外の対象者には県の上乗せあり)</p>	<p>(1) 事業の目的・内容 地域農業の次の世代を担う新たな担い手を確保・育成するため、新規就農者が先進農家での研修を受ける際の助成や、農業法人等に雇用される際に法人の施設整備に対する助成、新規参入希望者を積極的に受け入れる農家に対して研修指導経費の助成を行なうこと等により、農業後継者の確保・育成支援を図るもの。</p> <p>(2) 対象者 新規就農者、新規就農者を雇用した法人</p> <p>(3) 事業種別 ・新規就農者技術習得支援事業(県) ・新規就農者農業法人雇用促進事業(雇用条件整備)(県)</p> <p>(4) 補助率 町補助は、事業の状況等により検討し対応</p>	<p>(1) 事業の目的・内容 農業を担う若い担い手を確保・育成するため、新規就農者等が農業法人等に雇用される際、その農業法人に対して施設整備等の助成を行う事業</p> <p>(2) 対象者 新規就農者を雇用した法人</p> <p>(3) 事業種別 ・新規就農者農業法人雇用促進事業(雇用条件整備)(県)</p> <p>(4) 補助率 県50% 町5%</p>	<p>(1) 事業の目的・内容 地域農業の次の世代を担う新たな担い手を確保・育成するため、新規就農者が先進農家での研修を受ける際の助成や、農業法人等に雇用される際に法人の施設整備に対する助成、新規参入希望者を積極的に受け入れる農家に対して研修指導経費の助成を行なうこと等により、農業後継者の確保・育成支援を図るもの。</p> <p>(2) 対象者 新規就農者</p> <p>(3) 事業種別 ・新規就農者技術習得支援事業(県)</p> <p>(4) 補助率 県50% 町 県補助残の30% 要綱による</p>	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
なし	なし	なし	年度単位に実施する事業であるため、年度途中で制度を統一することは困難である。	<p>長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。)</p>

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

356

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
17 農林	01 農林水産業	01 農業基盤の強化・担い手の育成	05 農業機械・施設導入に対する国県補助事業への市町村上乗せ補助
長岡市	中之島町	越路町	与板町
<p>(1) 事業の目的・概要 次世代農業の若い担い手を確保・育成するため、新規就農者資本整備支援事業等や、農業生産の組織化による安定的かつ効率的な集落営農体制を構築し、地域ぐるみ農業を推進するため、生産組織の機械・施設の導入に対して支援を行なう県単補助事業に対して、市町村として上乗せして支援を行うもの。</p> <p>(2) 事業種類 ・新規就農者資本整備支援事業(県) ・農業生産組織育成事業(県) ・農林県単事業(県)</p> <p>(3) 事業主体 新規就農者、農業者組織、農協、土地改良区</p> <p>(4) 補助率 ・新規就農者資本整備支援事業   県 50% 市 20% ・農業生産組織育成事業   県 1/3 市 10%</p>	なし (事業者の要請によりその都度対応)	<p>(1) 事業の目的・概要 組織化による良質米の安定的かつ効率的な生産体制を構築し、地域ぐるみ農業を推進するため、生産組織の機械・施設の導入に対して助成する。</p> <p>(2) 事業種類 ・農業生産組織育成事業(県) ・農林県単事業(県)</p> <p>(3) 事業主体 農業者組織、農協、土地改良区</p> <p>(4) 補助率   県 1/3   町 県補助残の10%</p>	<p>(1) 事業の目的・概要 次世代農業の若い担い手を確保・育成するため、新規就農者資本整備支援事業等や、農業生産の組織化による安定的かつ効率的な集落営農体制を構築し、地域ぐるみ農業を推進するため、生産組織の機械・施設の導入に対して支援を行なう県単補助事業に対して、市町村として上乗せして支援を行うもの。</p> <p>(2) 事業種類 ・新規就農者資本整備支援事業(県) ・農林県単事業(県)</p> <p>(3) 事業主体 新規就農者、農業者組織、農協、土地改良区</p> <p>(4) 補助率 ・新規就農者資本整備支援事業   県 50% 町 10% ・農林県単事業   町は県補助残の10%</p>
三島町	山古志村	小国町	課 題
<p>(1) 事業の目的・概要 農業生産の組織化による安定的かつ効率的な集落営農体制を構築し、地域ぐるみ農業を推進するため、生産組織の機械・施設の導入に対して支援を行なう県単補助事業に対して、市町村として上乗せして支援を行うもの。</p> <p>(2) 事業種類 農林県単事業(県)</p> <p>(3) 事業主体 農業者組織</p> <p>(4) 補助率   県 1/3   町 10%</p>	なし	<p>(1) 事業の目的・概要 農業生産の組織化による安定的かつ効率的な集落営農体制を構築し、地域ぐるみ農業を推進するため、生産組織の機械・施設の導入に対して県単補助事業として支援を行うもの。</p> <p>(2) 事業種類 農林県単事業(県)</p> <p>(3) 事業主体 農協、農業者組織(県)</p> <p>(4) 補助率(中山間)   県 施設 50% 機械 40%   町 0%</p>	<p>年度単位に実施する事業であるため、年度途中で制度を統一することは困難である。</p> <p>長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。)</p>
調整方針案			

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

357

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
17 農林	01 農林水産業	02 農業生産の振興	06 園芸振興	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
1 きのこ王国支援事業 きのこ生産施設等への助成  2 野菜価格安定対策事業 市場価格下落時の価格補填による経営安定策  3 長岡野菜ブランド化推進事業 伝統野菜の生産振興による地産地消推進  4 野菜づくり学校支援事業 新規園芸取組者への技術、資材の総合的な支援  5 主要野菜種子選抜事業 さといも・肴豆の高品質化の推進	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし	年度単位に実施する事業であるため、年度途中で制度を統一することは困難である。	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。  (長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。 )

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

358

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
17 農林	01 農林水産業	06 森林保全	02 松くい虫・有害鳥獣等駆除事業	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
1 有害鳥獣駆除事業 野兎駆除(休止中)  2 松くい虫防除 (1) 補助事業 ・事業主体 長岡市 ・事業実施 長岡地域森林組合に委託 ・防除内容 駆除(くん蒸) (2) 単独事業(補助対象外地域) ・事業主体 長岡市 ・事業実施 長岡地域森林組合に委託 ・防除内容 駆除(くん蒸)、残存木整理	1 有害鳥獣駆除事業 カラス、ムクドリ駆除	1 有害鳥獣駆除事業 カラス、ムクドリ駆除(休止中) 野兎駆除(休止中)	1 有害鳥獣駆除事業 カラス、ドバト、キジバト、ゴイサギ駆除	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
1 有害鳥獣駆除事業 野兎駆除(休止中)	1 有害鳥獣駆除事業 野兎駆除	1 有害鳥獣駆除事業 野兎駆除(休止中)	年度単位に実施する事業であるため、年度途中で制度を統一することは困難である。	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。  (長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。)

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

359

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 7 農林	0 1 農林水産業	0 3 農業農村整備	0 3 土地改良事業の申請団体・負担団体	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
<p>1 申請団体 ほ場整備事業の申請はソフト・ハード共、土地改良団体の申請を原則としている。 ただし、中山間地域農村活性化総合整備事業のように申請団体、施行団体が県及び市町村に限定されているものを除く。</p> <p>2 負担団体 土地改良事業等の受益者分担金は、土地改良団体が徴収することを原則としている。</p>	<p>1 申請団体 ほ場整備ソフト事業 ・ 21世紀型水田農業モデルほ場整備促進事業 ・ 担い手育成基盤整備関連流動化促進事業 上記2事業の農地流動化促進事業(調整推進)について、町が申請団体となる。</p> <p>2 負担団体 農地流動化促進事業は町が負担団体に補助残の全額を町が負担。</p>	<p>1 申請団体 ほ場整備事業の申請はソフト・ハード共、土地改良団体の申請を原則としている。 ただし、中山間地域農村活性化総合整備事業のように申請団体、施行団体が県及び市町村に限定されているものを除く。</p> <p>2 負担団体 土地改良事業等の受益者分担金は、土地改良団体が徴収することを原則としている。(ただし、施行団体が県及び市町村に限定されている土地改良事業等の受益者分担金は町で徴収し、町の負担分と合わせて県に納付する。)</p>	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	<p>1 申請団体 ・ ほ場整備ソフト事業 ・ 経営体育成促進事業(土地利用調整推進)について、町が申請団体となる。 ・ 県単事業 県への申請は町(但し、申請業務等は土地改良区)</p> <p>2 負担団体 ・ 農地流動化促進事業は町が負担団体に補助残の全額を町が負担。 ・ 土地改良事業等の受益者負担金はすべて土地改良区で処理している。</p>		<p>長岡市の制度に統一する。 なお、継続事業については当該事業期間を限度として現行どおりとする。</p> <p>土地改良事業の申請団体・負担団体は土地改良区等とする。</p>

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

360

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
17 農林	01 農林水産業	03 農業農村整備	05 農村生活環境整備	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
<p>(1) 経営体育成型ほ場整備等に伴う農村公園の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農村公園の用地は市が買収</li> <li>・施設整備費用は補助残の全額を市が負担</li> <li>・施設整備後は都市公園として市が管理</li> </ul> <p>整備目標 これまで、各種の農村生活環境基盤整備事業の施行を通じて、基礎的な社会基盤の充実を図ってきたが、今後は、中山間から都市近郊までの多様な地域特性と高齢化等の社会環境の変化等を踏まえながら、農村生活環境の質的な充実を図っていく。</p> <p>考え方 事業の公益性等を考慮し、基盤・施設等の整備に係る費用は基本的に市が負担。 設置後の維持・運営管理に当たっては、その設置目的に応じて地域住民の参加と応分の負担を促していく。</p>	<p>(1) 経営体育成型ほ場整備等に伴う農村公園の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農村公園の用地は町が買収</li> <li>・施設整備費用は補助残の全額を町が負担</li> <li>・施設整備後の維持管理は今後地元と協議</li> </ul>	<p>(1) 経営体育成型ほ場整備等に伴う農村公園の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農村公園の用地は町が買収</li> <li>・施設整備費用は補助残の全額を町が負担</li> <li>・施設整備後の維持管理は町で行う (地元と管理委託契約を締結)</li> </ul>	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
<p>(1) 経営体育成型ほ場整備等に伴う農村公園の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農村公園の用地は町が買収</li> <li>・施設整備費用は補助残の全額を町が負担</li> <li>・施設整備後は都市公園として町が管理</li> </ul>	なし	<p>(1) 経営体育成型ほ場整備等に伴う農村公園の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農村公園の用地は借地</li> <li>・施設整備費用は補助残の全額を町が負担</li> <li>・施設整備後の維持管理は、地域住民の参加と負担。(大規模修繕は町と地元で負担割合を協議)</li> </ul>		<p>長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。</p>

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

361

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
17	農林	01	農林水産業	01	農業基盤の強化・担い手の育成	02	認定農業者への支援対策事業
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
<p>(1) 事業の目的 地域農業の担い手の中核をなす農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者への各種支援策等により、効率的かつ、安定的な経営体の育成並びに、規模拡大、多角化等の経営展開を図る。</p> <p>(2) 対象者 認定農業者</p> <p>(3) 主な取組み・支援策 ・経営対策体制整備推進事業 ・経営改善支援活動事業 ・農地流動化地域総合推進事業 ・農地利用集積実践事業 ・認定農業者組織支援事業 (単独) ・農用地高度利用助成事業 (単独)</p>		<p>(1) 事業の目的 地域農業の担い手の中核をなす農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者への各種支援策等により、効率的かつ、安定的な経営体の育成並びに、規模拡大、多角化等の経営展開を図る。</p> <p>(2) 対象者 認定農業者</p> <p>(3) 主な取組み・支援策 ・農業経営体活性化事業 ・農地流動化地域総合推進事業</p>		<p>(1) 事業の目的 地域農業の担い手の中核をなす農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者への各種支援策等により、効率的かつ、安定的な経営体の育成並びに、規模拡大、多角化等の経営展開を図る。</p> <p>(2) 対象者 認定農業者</p> <p>(3) 主な取組み・支援策 ・経営対策体制整備推進事業 ・経営改善支援活動事業 ・農地流動化地域総合推進事業</p>		<p>(1) 事業の目的 地域農業の担い手の中核をなす農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者への各種支援策等により、効率的かつ、安定的な経営体の育成並びに、規模拡大、多角化等の経営展開を図る。</p> <p>(2) 対象者 認定農業者</p> <p>(3) 主な取組み・支援策 ・農業経営体活性化事業 ・農地流動化地域総合推進事業</p>	
三島町		山古志村		小国町		課題	
<p>(1) 事業の目的 地域農業の担い手の中核をなす農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者への各種支援策等により、効率的かつ、安定的な経営体の育成並びに、規模拡大、多角化等の経営展開を図る。</p> <p>(2) 対象者 認定農業者</p> <p>(3) 主な取組み・支援策 ・経営対策体制整備推進事業 ・経営改善支援活動事業 ・農地流動化地域総合推進事業 ・農地利用集積実践事業 ・認定農業者組織支援事業 (単独) ・農用地高度利用助成事業 (単独)</p>		<p>(1) 事業の目的 地域農業の担い手の中核をなす農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者への各種支援策等により、効率的かつ、安定的な経営体の育成並びに、規模拡大、多角化等の経営展開を図る。</p> <p>(2) 対象者 認定農業者</p> <p>(3) 主な取組み・支援策 ・経営対策体制整備推進事業 ・経営改善支援活動事業</p>		<p>(1) 事業の目的 地域農業の担い手の中核をなす農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者を育成、支援する。</p> <p>(2) 対象者 認定農業者</p> <p>(3) 主な取組み・支援策 ・農業経営体活性化事業</p>		<p>年度単位に実施する事業であるため、年度途中で制度を統一することは困難である。</p>	
						調整方針案	
						<p>長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 長岡市の制度を基に統一する。)</p>	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

362

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
17 農林	01 農林水産業	01 農業基盤の強化・担い手の育成	03 農業関係制度資金利子補給	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
<p>(1) 事業の目的・概要 認定農業者を始めとする農業を営む担い手等が、効率的かつ、安定的な経営体の育成に資するため、規模拡大その他、経営展開を図るために必要な融資を受けた際の利子補給を行うもの。</p> <p>(2) 種類及び利子補給率 ・農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) 実質金利水準との差の1/2  ・緊急農業経営安定対策資金 市助成利率 0.75%  ・農業近代化資金(市単独) 融資利率の3%を超えた残りの率</p> <p>(3) 対象者 認定農業者、担い手農業者、生産組織など</p>	<p>(1) 事業の目的・概要 認定農業者を始めとする農業を営む担い手等が、効率的かつ、安定的な経営体の育成に資するため、規模拡大その他、経営展開を図るために必要な融資を受けた際の利子補給を行うもの。</p> <p>(2) 種類及び利子補給率 ・農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) 実質金利水準との差の1/2  ・緊急農業経営安定対策資金 町助成利率 0.75%  ・農業近代化資金(町単独) 年1%、3年間</p> <p>(3) 対象者 農業者、生産組織など</p>	<p>(1) 事業の目的・概要 認定農業者を始めとする農業を営む担い手等が、効率的かつ、安定的な経営体の育成に資するため、規模拡大その他、経営展開を図るために必要な融資を受けた際の利子補給を行うもの。</p> <p>(2) 種類及び利子補給率 ・農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) 実質金利水準との差の1/2  ・緊急農業経営安定対策資金 町助成利率 0.75%</p> <p>(3) 対象者 認定農業者、担い手農業者、生産組織など</p>	<p>(1) 事業の目的・概要 認定農業者を始めとする農業を営む担い手等が、効率的かつ、安定的な経営体の育成に資するため、規模拡大その他、経営展開を図るために必要な融資を受けた際の利子補給を行うもの。</p> <p>(2) 種類及び利子補給率 ・農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) 実質金利水準との差の1/2  ・緊急農業経営安定対策資金 町助成利率 0.75%</p> <p>(3) 対象者 認定農業者、担い手農業者、生産組織など</p>	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
<p>(1) 事業の目的・概要 認定農業者を始めとする農業を営む担い手等が、効率的かつ、安定的な経営体の育成に資するため、規模拡大その他、経営展開を図るために必要な融資を受けた際の利子補給を行なうもの。</p> <p>(2) 種類及び利子補給率 ・農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) 実質金利水準との差の1/2  ・緊急農業経営安定対策資金 町助成利率 0.75%</p> <p>(3) 対象者 認定農業者、担い手農業者、生産組織など</p>	<p>(1) 事業の目的・概要 農業を営む担い手等が、効率的かつ、安定的な経営体の育成に資するため、規模拡大その他、経営展開を図るために必要な融資を受けた際の利子補給を行なうもの。</p> <p>(2) 種類及び利子補給率 ・農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) 実質金利水準との差の1/2  ・緊急農業経営安定対策資金 村助成利率 0.75%  ・農業近代化資金(村単独) ・漁業近代化資金(村単独) 融資利率の3%を超えた残りの率</p> <p>(3) 対象者 農業者、漁業(錦鯉生産者)者</p>	<p>(1) 事業の目的・概要 認定農業者を始めとする農業を営む担い手等が、効率的かつ、安定的な経営体の育成に資するため、規模拡大その他、経営展開を図るために必要な融資を受けた際の利子補給を行なうもの。</p> <p>(2) 種類及び利子補給率 ・農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) 実質金利水準との差の1/2  ・緊急農業経営安定対策資金 町助成利率 0.75%</p> <p>(3) 対象者 認定農業者、担い手農業者、生産組織など</p>	<p>年度単位に実施する事業であるため、年度途中で制度を統一することは困難である。</p>	<p>長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 長岡市の制度を基に統一する。)</p>

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

363

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
17 農林	01 農林水産業	01 農業基盤の強化・担い手の育成	04 地域農業の活性化	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
<p>(1) 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域水田農業ビジョンの策定</li> <li>・地域農業システムづくり事業(県)</li> <li>・地域農業システム確立農地集積事業(県)</li> <li>・農業・農村活性化支援センター事業(単独)</li> <li>・農村女性活動支援</li> </ul> <p>(2) 事業の目的・概要</p> <p>米づくりの本来あるべき姿の実現を目指した米政策改革の取組みの中で、地域の合意に基づく「地域ぐるみ農業」の推進を基本に据えながら、認定農業者及び認定農業者を中心とした集落営農(農業生産組織)の育成に重点を置いた施策の展開により、各地区集落の実状に応じた農業の目指すべき方向や取り組むべき課題を明確にして、ひと(担い手)、土地(必要な土地)、もの(作物、施設・機械等)を効率的に組み合わせ、地域農業の持続的発展を図り、活力ある農村地域の形成を図る。また、これらの取組みを市、普及センター、農協など、関係団体が連携して進め、各種施策を活用しながら、農業・農村の活性化を目指す。</p>	<p>(1) 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域水田農業ビジョンの策定</li> <li>・地域農業システムづくり事業(県)</li> <li>・地域農業システム確立農地集積事業(県)</li> <li>・農村女性活動支援</li> <li>・地域活性化の取組み(中之島つくろう塾)</li> </ul>	<p>(1) 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域水田農業ビジョンの策定</li> <li>・地域農業システムづくり事業(県)</li> <li>・地域農業システム確立農地集積事業(県)</li> <li>・農業・農村活性化推進機構事業(単独)</li> <li>・農村女性活動支援</li> <li>・地域活性化の取組み(越路雪ぼたる塾)</li> </ul>	<p>(1) 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域水田農業ビジョンの策定</li> <li>・地域農業システム確立農地集積事業(県)</li> <li>・農村女性活動支援</li> </ul>	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
<p>(1) 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域水田農業ビジョンの策定</li> <li>・地域農業システムづくり事業(県)</li> <li>・地域農業システム確立農地集積事業(県)</li> <li>・農村女性活動支援</li> </ul>	<p>(1) 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域水田農業ビジョンの策定</li> <li>・農村女性活動支援</li> </ul>	<p>(1) 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域水田農業ビジョンの策定</li> <li>・地域農業システム確立農地集積事業(県)</li> <li>・農村女性支援事業</li> </ul>	<p>年度単位に実施する事業であるため、年度途中で制度を統一することは困難である。</p>	<p>長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 長岡市の制度を基に統一する。)</p>

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

364

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 7 農林	0 1 農林水産業	0 2 農業生産の振興	0 5 稲作振興(特別栽培農産物認証事業)	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
1 特別栽培農産物認証事業(単独) 国の特別栽培農産物栽培ガイドラインに基づき農産物の生産等を認証する。 認証を適正に行うため、長岡市特別栽培農産物認証委員会を設置する。	なし	1 特別栽培農産物確認事業(単独) 有機使用安全健康農産物等の生産振興及び流通・販売を推進し、ガイドライン並びに流通指針適合するよう制度の運用を適正に進めるため、越路町有機農産物確認委員会を設置する。	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし	年度単位に実施する事業であるため、年度途中で制度を統一することは困難である。	長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。  (長岡地域合併協議会： 長岡市の制度を基に統一する。)

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

365

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
17 農林	01 農林水産業	02 農業生産の振興	08 水産振興	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
水産業振興事業 ・ 長岡市錦鯉品評会支援 ・ 各種錦鯉品評会支援 ・ 越冬施設整備助成事業	水産業振興事業 なし	水産業振興事業 ・ 町営どじょうカルチャーセンター設置	水産業振興事業 ・ 与板町・三島町錦鯉品評会支援	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
水産業振興事業 ・ 三島町・与板町錦鯉品評会支援	水産業振興事業 ・ 村営山古志錦鯉総合センターの設置 ・ 各種錦鯉品評会支援 ・ 越冬施設整備助成事業	水産業振興事業 ・ 各種錦鯉品評会支援	年度単位に実施する事業であるため、年度途中で制度を統一することは困難である。	長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。  (長岡地域合併協議会： 長岡市の制度を基に統一する。)  町村有施設の運営については合併後検討する。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

366

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 7 農林	0 1 農林水産業	0 3 農業農村整備	0 4 農道・用排水路等の施設の維持管理	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業用作業道等維持管理事業 ・原材料及び機械経費の50%を市が補助</li> <li>(2) 農業用作業道等維持管理事業(農道機械補修) ・農家組合等に機械経費の50%を市が補助</li> <li>(3) 農道・用排水路の維持管理 ・農家組合、土地改良区等が管理</li> <li>(4) 農業用排水機場維持管理事業 ・都市排水分を水量比で負担</li> <li>(5) 土地改良施設の管理 ・土地改良区が管理</li> <li>(6) 高速道側道農道維持管理事業 ・全額市負担</li> <li>(7) 土地改良安全施設設置事業 ・市道沿いは全額市負担</li> <li>(8) 土地改良施設維持補修事業 ・防災水利施設点検、水難防止看板支給ほか 全額市負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業用作業道等維持管理事業 ・原材料を面積に応じて配分 ・機械経費は町負担</li> <li>(2) 農業用作業道等維持管理事業(農道機械補修) ・全額町負担(建設対応)</li> <li>(3) 農道・用排水路の維持管理 ・農家組合、土地改良区が管理</li> <li>(4) 農業用排水機場維持管理事業 ・都市排水分ほかを町が年間300万円補助</li> <li>(5) 土地改良施設の管理 ・土地改良区が管理</li> <li>(6) 高速道側道農道維持管理事業 ・全額町負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業用作業道等維持管理事業 ・原材料を町が負担、機械は50%を町が補助</li> <li>(2) 農業用作業道等維持管理事業(農道機械補修) ・一定要件農道等は全額町負担 ・土地改良区区域外は地元要請で町負担</li> <li>(3) 農道・用排水路の維持管理 ・農家組合が管理、敷砂利不陸整正は町負担</li> <li>(4) 農業用排水機場維持管理事業 ・土地改良区が管理</li> <li>(5) 土地改良施設の管理 ・土地改良区が管理 ・土地改良区区域外は地元農家組合が管理</li> <li>(6) 高速道側道農道維持管理事業 ・全額町負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業用作業道等維持管理事業 ・原材料は町が負担 ・機械経費は町負担</li> <li>(2) 農業用作業道等維持管理事業(農道機械補修) ・全額町負担(建設対応)</li> <li>(3) 農道・用排水路の維持管理 ・農家組合、土地改良区が管理</li> <li>(4) 農業用排水機場維持管理事業 ・土地改良区が管理</li> <li>(5) 土地改良施設の管理 ・土地改良区が管理</li> </ul>	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業用作業道等維持管理事業 ・原材料は町負担、作業経費は地元負担</li> <li>(2) 農業用作業道等維持管理事業(農道機械補修) ・町補助金 16円/m</li> <li>(3) 農道・用排水路の維持管理 ・農家組合、土地改良区が管理</li> <li>(4) 農業用排水機場維持管理事業 ・都市排水分を水量比で負担</li> <li>(5) 土地改良施設の管理 ・基本的に土地改良区が管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業用作業道等維持管理事業 ・1路線のみ村管理、他は農家組合が管理</li> <li>(2) 農業用作業道等維持管理事業(農道機械補修) ・1路線のみ村管理、他は農家組合が管理</li> <li>(3) 農道・用排水路の維持管理 ・農家組合が管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業用作業道等維持管理事業 ・原材料は町負担、作業経費は地元負担</li> <li>(2) 農業用作業道等維持管理事業(農道機械補修) ・農家組合が管理</li> <li>(3) 農道・用排水路の維持管理 ・農家組合が管理</li> <li>(5) 土地改良施設の管理 ・基本的に土地改良区が管理</li> </ul>	<p>年度単位に実施する事業であるため、年度途中で制度を統一することは困難である。</p>	<p>長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 長岡市の制度を基に統一する。)</p>

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

367

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
17 農林	01 農林水産業	06 森林保全	03 造林・保育事業	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
1 造林・保育事業 (1) 採択基準 新潟県農林水産業総合振興事業による (2) 補助率 ・造林 補助対象経費の30% (特定林地改良15%) ・保育 補助対象経費の20% (3) 事業主体 長岡地域森林組合等	なし	1 造林・保育事業 (1) 採択基準 新潟県農林水産業総合振興事業による (2) 補助率 国・県補助残の10%以内 (3) 事業主体 長岡地域森林組合等	1 造林・保育事業 (1) 採択基準 新潟県農林水産業総合振興事業による (2) 補助率 国・県補助残の20%以内 (3) 事業主体 長岡地域森林組合等	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
1 造林・保育事業 (1) 採択基準 新潟県農林水産業総合振興事業による (2) 補助率 補助対象経費の20%以内 (3) 事業主体 長岡地域森林組合等	1 造林・保育事業 (1) 採択基準 新潟県農林水産業総合振興事業による (2) 補助率 補助対象経費の5%以内 (3) 事業主体 団体・個人	1 造林・保育事業 (1) 採択基準 新潟県農林水産業総合振興事業による (2) 補助率 嵩上げ補助として県査定経費の10%を上限に町費で補助 (3) 事業主体 小国町森林組合  2 町行造林事業(公的分収林整備) (杉 14団地 47ha) (イチヨウ 2団地 3ha) (1) 事業内容 土地所有者に代わって町が造林から保育までの施業を行い、伐採した時に一定の割合で土地所有者と分収する (2) 事業主体 小国町	年度単位に実施する事業であるため、年度途中で制度を統一することは困難である。	長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。  (長岡地域合併協議会： 長岡市の制度を基に統一する。)

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

368

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
17 農林	01 農林水産業	03 農業農村整備	02 土地改良事業補助金(国県補助事業の市町村上乗せ補助)	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
<p>(1) 目的 土地改良事業等実施時の農家負担の軽減</p> <p>(2) 制度の概要 長岡市土地改良事業補助金交付要綱・基準等に基づき、地元負担分に対して応分の負担金、補助金を支払うもの。</p> <p>(3) 負担及び補助の考え方 国・県営事業の市町村負担金は、国の示すガイドライン(市町村の負担割合の指針)もしくは定められた負担率による。(ただし、かんがい排水・ほ場整備事業は、その事業効果等を考慮し、ガイドラインに1%上乗せ) 補助金については、国・県補助残(地元負担額)の50%補助を原則とする。</p> <p>代表的な事業(ほ場整備)の補助・負担率 ガイドライン対象事業(負担率) ・県営ほ場整備 11% (ガイドライン10%に長岡市は1%上乗せ) その他の事業(補助率) ・団体営ほ場整備 13.75% ・県単ほ場整備 30%</p>	<p>(1) 目的 土地改良事業等実施時の農家負担の軽減</p> <p>(2) 制度の概要 補助金交付要綱・基準等に基づき、地元負担分に対して応分の負担金、補助金を支払うもの。</p> <p>(3) 負担及び補助の考え方 国・県営事業の市町村負担金は、国の示すガイドラインもしくは定められた負担率による。補助金については、事業区分ごとに定めた補助率による。</p> <p>代表的な事業(ほ場整備)の補助・負担率 ガイドライン対象事業(負担率) ・県営ほ場整備 10%</p> <p>その他の事業(補助率) ・団体営ほ場整備 要請によりその都度対応 ・県単ほ場整備 要請によりその都度対応</p>	<p>(1) 目的 土地改良事業等実施時の農家負担の軽減</p> <p>(2) 制度の概要 補助金交付要綱・基準等に基づき、地元負担分に対して応分の負担金、補助金を支払うもの。</p> <p>(3) 負担及び補助の考え方 国・県営事業の市町村負担金は、国の示すガイドラインもしくは定められた負担率による。補助金については、事業区分ごとに定めた補助率による。</p> <p>代表的な事業(ほ場整備)の補助・負担率 ガイドライン対象事業(負担率) ・県営ほ場整備 10%</p> <p>その他の事業(補助率) ・団体営ほ場整備 20%以内 ・県単ほ場整備 40%以内</p>	<p>(1) 目的 土地改良事業等実施時の農家負担の軽減</p> <p>(2) 制度の概要 補助金交付要綱・基準等に基づき、地元負担分に対して応分の負担金、補助金を支払うもの。</p> <p>(3) 負担及び補助の考え方 国・県営事業の市町村負担金は、国の示すガイドラインもしくは定められた負担率による。補助金については、事業区分ごとに定めた補助率による。</p> <p>代表的な事業(ほ場整備)の補助・負担率 ガイドライン対象事業(負担率) ・県営ほ場整備 10%</p> <p>その他の事業(補助率) ・団体営ほ場整備 要請によりその都度対応 ・県単ほ場整備 要請によりその都度対応</p>	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
<p>(1) 目的 土地改良事業等実施時の農家負担の軽減</p> <p>(2) 制度の概要 補助金交付要綱・基準等に基づき、地元負担分に対して応分の負担金、補助金を支払うもの。</p> <p>(3) 負担及び補助の考え方 国・県営事業の市町村負担金は、国の示すガイドラインもしくは定められた負担率による。補助金については、事業区分ごとに定めた補助率による。</p> <p>代表的な事業(ほ場整備)の補助・負担率 ガイドライン対象事業(負担率) ・県営ほ場整備 10%</p> <p>その他の事業(補助率) ・団体営ほ場整備 0% ・県単ほ場整備 10%</p>	<p>(1) 目的 土地改良事業等実施時の農家負担の軽減</p> <p>(2) 制度の概要 補助金交付要綱・基準等に基づき、地元負担分に対して応分の負担金、補助金を支払うもの。</p> <p>(3) 負担及び補助の考え方 補助金については、事業区分ごとに定めた補助率による。</p> <p>代表的な事業(ほ場整備)の補助・負担率 ガイドライン対象事業(負担率) ・県営ほ場整備 10%(実績なし)</p> <p>その他の事業(補助率) ・団体営ほ場整備 5%(実績なし) ・県単ほ場整備 5%(実績なし)</p>	<p>(1) 目的 土地改良事業等実施時の農家負担の軽減</p> <p>(2) 制度の概要 補助金交付要綱・基準等に基づき、地元負担分に対して応分の負担金、補助金を支払うもの。</p> <p>(3) 負担及び補助の考え方 国・県営事業の市町村負担金は、国の示すガイドラインもしくは定められた負担率による。補助金については、事業区分ごとに定めた補助率による。</p> <p>代表的な事業(ほ場整備)の補助・負担率 ガイドライン対象事業(負担率) ・県営ほ場整備 10%</p> <p>その他の事業(補助率) ・団体営ほ場整備 7.5% ・県単ほ場整備 30%</p>	<p>年度単位に実施する事業であるため、年度途中で制度を統一することは困難である。</p>	<p>長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>なお、国・県営事業の市町村負担率は国の示すガイドラインどおりとし、実施中の継続事業は現行制度を継続する。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 長岡市の制度を基に統一する。なお、国・県営事業の市町村負担率は国の示すガイドラインどおりとし、実施中の継続事業は現行制度を継続する。)</p>

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

369

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1	7 農林	0	1 農林水産業	0	1 農業基盤の強化・担い手の育成	0	6 農業機械・施設導入に対する市町村単独補助(農業生産組織育成)
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
(1) 事業の目的・概要 農業生産の組織化による安定的かつ効率的な集落営農体制を構築し、地域ぐるみ農業を推進するため、生産組織の機械・施設の導入に対して、市町村として助成を行うもの。  (2) 事業主体 農業者組織(任意の生産組織を含む)  (3) 補助率 補助対象事業費の40%以内		なし (事業者の要請によりその都度対応)		なし		なし	
三島町		山古志村		小国町		課題	
(1) 事業の目的・概要 農業生産の組織化による安定的かつ効率的な集落営農体制を構築し、地域ぐるみ農業を推進するため、生産組織の機械・施設の導入に対して、市町村として助成を行うもの。  (2) 事業主体 農業生産組織(任意の生産組合を含む)  (3) 補助率 補助対象事業費の40%		なし		なし		長岡市の制度を基に統一する。 ただし、平成17年度は現行どおりとする。	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

370

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 7 農林	0 1 農林水産業	0 4 農村振興	0 2 都市農村交流(農業農村理解)の促進	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
1 目的 都市農村交流を通じた市民等の農業農村理解の促進  2 基盤・施設(ハード) (1)長岡東山ふれあい農業公園(花と緑の広場、ふれあい放牧場、自然観察林、市営牧場、東山ファミリーランド、ふるさと体験農業センター、市営スキー場) (2)市民農園・体験農園等 ・市民農園法(個人) 1地区、124区画 ・特定農地貸付法(JA) 4地区、100区画 ・レクリエーション農園(個人) 10地区、273区画 ・その他(長岡市:公民館) 1地区、235区画  3 活動・イベント(ソフト) (1)加工・作業体験 : 市 ・農産加工(ふるさと体験センター) ・牧場作業体験(市営牧場) ・農家宿泊体験(農家) (2)オーナー制度 : 個人 ・棚田オーナー制度(1地区) 0.1ha	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
1 目的 町民が草花や野菜を栽培することにより、自然との出会い、情操教育の涵養及び農業への関心を深め、健全な隣人や家族のふれあいの場とする。  2 基盤・施設(ハード) ふれあい農園(特定農地貸付事業) : 町 ・貸付農地(2地区)、33区画(1区画平均50㎡)	なし	1 目的 都市部の人々に農地(田)を貸し出すことによって農業・農村に対する理解を増進させ、遊休農地の有効利用及び低コストの図れない山間地域に付加価値を付けた農業経営を確立し、併せて交流を通じ農山村の活性化を図ることを目的とする。  2 基盤・施設(ハード) オーナー農園(特定農地貸付事業) : 町 ・貸付農地面積 9ha(3地区) 1区画 5a、3a		長岡市の制度を基に統一する。 ただし、平成17年度は現行どおりとする。 なお、特定農地貸付事業については、小国町の制度を基本とする。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

371

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
17 農林	01 農林水産業	03 農業農村整備	01 土地改良事業補助金(市町村単独)	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
(1) 目的 土地改良事業等実施における農家負担の軽減  (2) 採択基準 長岡市土地改良事業補助金交付要綱に基づく  (3) 補助率(主な土地改良事業) かんがい排水事業 事業費の50%以内 ほ場整備事業 事業費の50%以内  (4) 事業主体 土地改良区、農協、水利組合、農家組合等	(1) 目的 土地改良事業等実施における農家負担の軽減  (2) 採択基準 中之島町補助金等交付規則に基づく  (3) 補助率(主な土地改良事業) かんがい排水事業 予算の範囲内で決定 ほ場整備事業 予算の範囲内で決定  (4) 事業主体 土地改良区、農協、水利組合、農家組合等	(1) 目的 土地改良事業等実施における農家負担の軽減  (2) 採択基準 越路町農林水産業振興事業補助金交付規則に基づく  (3) 補助率(主な土地改良事業) かんがい排水事業 事業費の40%以内 ほ場整備事業 事業費の40%以内  (4) 事業主体 土地改良区、農協、水利組合、農家組合等	(1) 目的 土地改良事業等実施における農家負担の軽減  (2) 採択基準 与板町補助金等交付規程に基づく  (3) 補助率(主な土地改良事業) かんがい排水事業 要請によりその都度対応 ほ場整備事業 要請によりその都度対応  (4) 事業主体 土地改良区、農協、水利組合、農家組合等	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
(1) 目的 土地改良事業等実施における農家負担の軽減  (2) 採択基準 三島町農林水産業振興事業補助金交付要綱に基づく  (3) 補助率(主な土地改良事業) かんがい排水事業 事業費の40%以内 ほ場整備事業 事業費の40%以内  (4) 事業主体 土地改良区、農協、水利組合、農家組合等	(1) 目的 土地改良事業等実施における農家負担の軽減  (2) 採択基準 山古志村補助金等交付規則に基づく  (3) 補助率(主な土地改良事業) (山古志村農業生産基盤整備事業補助金交付基準) ほ場整備事業 事業費の50%以内 (ただし、補助金限度額250千円以内)  (4) 事業主体 個人又は団体	(1) 目的 土地改良事業等実施における農家負担の軽減  (2) 採択基準 小国町単土地改良事業補助金交付要綱に基づく  (3) 補助率(主な土地改良事業) かんがい排水事業 事業費の30%以内 ほ場整備事業 事業費の40%以内  (4) 事業主体 共同3人以上	年度単位に実施する事業であるため、年度途中で制度を統一することは困難である。	長岡市の制度を基に中山間地域等の地域特性を考慮した新制度を創設し統一する。 ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。  基本的な補助体系は長岡市の制度に統合する。 ただし、平野部における受益面積を緩和(下限2haを1haに改正)し、中山間地域等の小規模土地改良(0.2ha以上)に対応できる事業を新設する。  (長岡地域合併協議会： 長岡市の制度を基に中山間地域等の地域特性を考慮した新制度を創設し統一する。)

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

372

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 7 農林	0 1 農林水産業	0 7 災害復旧	0 1 災害復旧事業(農地・林地)	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
<p>(1) 採択基準及び補助率 法に基づく復旧事業(国・県補助事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地 補助残の60%</li> <li>・農業用施設 補助残の50%</li> <li>・協同利用施設 補助残の20%</li> <li>・林業用施設 補助残の50%</li> </ul> <p style="text-align: center;">以外の事業(市単独補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地 工事費1箇所3万円以上 事業費の50%</li> <li>・農業用施設 工事費1箇所5万円以上 事業費の65%</li> <li>・林業用施設 工事費1箇所5万円以上 事業費の50%</li> </ul> <p>(2) 事業主体 土地改良区、農業協同組合、森林組合等。 なお、林道台帳登載林道、林地崩壊防止施設については、長岡市。</p>	なし	<p>(1) 採択基準及び補助率 法に基づく復旧事業(国・県補助事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地 補助残の50%</li> <li>・農業用施設 補助残の70%</li> <li>・林道 補助残の100%</li> </ul> <p style="text-align: center;">以外の事業(町単独補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地 事業費の50%</li> <li>・農業用施設 事業費の70%</li> <li>・林道 事業費の100%</li> </ul> <p>(2) 事業主体 土地改良区、農業協同組合、森林組合等。 なお、林道台帳登載林道、林地崩壊防止施設については、越路町。</p>	<p>(1) 採択基準及び補助率 法に基づく復旧事業(国・県補助事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助残は全額地元負担</li> </ul> <p style="text-align: center;">以外の事業(町単独補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地・農業用施設 工事費1箇所10万円以上 事業費の70%</li> </ul> <p>(2) 事業主体 町内会、農家組合、農林業関係団体</p>	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
<p>(1) 採択基準及び補助率 法に基づく復旧事業(国・県補助事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地 補助残の60%</li> <li>・農業用施設 補助残の50%</li> <li>・協同利用施設 補助残の20%</li> <li>・林業用施設 補助残の50%</li> </ul> <p style="text-align: center;">以外の事業(町単独補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地 工事費1箇所10万円以上 事業費の50%</li> <li>・農業用施設 工事費1箇所10万円以上 事業費の60%</li> <li>・林業用施設 工事費1箇所10万円以上 事業費の60%</li> </ul> <p>(2) 事業主体 土地改良区、各大字(農家組合も含む)、森林組合等</p>	<p>(1) 採択基準及び補助率 法に基づく復旧事業(国・県補助事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助残は全額地元負担</li> </ul> <p style="text-align: center;">以外の事業(村単独補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地 工事費1箇所15万円以上 事業費の50%</li> <li>・農業用施設 工事費1箇所15万円以上 事業費の50%</li> </ul> <p>(2) 事業主体 団体、個人</p>	<p>(1) 採択基準及び補助率 法に基づく復旧事業(国・県補助事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地 事業費の20%以内</li> <li>・農林業施設 補助残の50%以内</li> </ul> <p style="text-align: center;">以外の事業(町単独補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地 事業費の60%以内 最高事業費10a当り18万円以内。 認定災害に限る。(全体で10万円以上40万円以内)</li> <li>・農林業施設 事業費の65%以内 最高事業費40万円以内。 認定災害に限る。(15万円以上)</li> </ul> <p>(2) 事業主体 土地改良区、小国町</p>	<p>年度単位に実施する事業であるため、年度途中で制度を統一することは困難である。</p>	<p>長岡市の制度を基に中山間地域等の地域特性を考慮した新制度を創設し統一する。 ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 長岡市の制度を基に中山間地域等の地域特性を考慮した新制度を創設し統一する。)</p>

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

373

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
17 農林	01 農林水産業	02 農業生産の振興	02 土づくり促進事業	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
<p>(1) 事業概要 水田及び畑地への堆肥・きゅう肥や土壌改良資材の散布、水田への稲わらの秋すき込みによる土づくりを促進し、安全かつ高品質な農産物の生産と環境保全型農業の推進を図る。</p> <p>(2) 事業種目 共同土づくり組織整備事業</p> <p>(3) 交付基準 土壌改良資材、散布費の50%以内 実施期間 3か年以内</p> <p>(4) 事業主体 農業者の組織する団体</p>	なし	<p>(1) 事業概要 米の販売競争をめぐり、一段と産地間競争が激化する情勢の中、消費者が求める「安心、安全、健康」志向に応えられる品質向上や良質米生産体制の確立と付加価値の高い販売戦略を推進する。</p> <p>(2) 事業種目 環境保全型土づくり事業</p> <p>(3) 交付基準 資材費、散布費の1/3 実施期間 毎年</p> <p>(4) 事業主体 越路町環境保全型土づくり推進協議会</p> <p>(5) 実施面積(通年) 1,251ha</p>	<p>(1) 事業概要 新たな米政策がスタートし、農業者、関係機関が一体となった「売れる米づくり戦略」を実践していくため、町一円の統一した「土づくり運動」を推進し、米の需要の拡大を目指し、産地間競争に勝ち残っていくために、高品質・良食味米の生産を目指す。</p> <p>(2) 事業種目 土づくり事業</p> <p>(3) 交付基準 ・土壌改良資材 200円/10a ・実施期間 毎年</p> <p>(4) 事業主体 与板町水田農業推進協議会</p> <p>(5) 実施面積 実施対象ほ場 水稻作付及び団地転作ほ場 (H16・516ha)</p>	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		<p>越路町の制度を基に統一する。 ただし、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>事業量や事業費の推移を見ながら、採択基準や補助率について再編する。</p>

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

374

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
17 農林	01 農林水産業	06 森林保全	07 林道等維持管理	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
<p>林道維持管理規定あり</p> <p>1 林道台帳登載道路 11路線 3路線は長岡市直轄管理 8路線は関係町内会等が管理</p> <p>(1) 用地の権利関係 市直轄管理林道は長岡市で買収、登記 その他は民有地</p> <p>(2) 補修用の原材料等支給(作業費は地元負担) ・維持補修用の原材料を支給 ・事業主体 町内会等 ・林道台帳登載道路に、必要に応じ砂利支給 ・小規模災害の応急復旧に1/2を限度に支給</p> <p>(3) 維持補修用の重機の賃貸(作業費は地元負担) ・小規模災害の応急復旧に1/2を限度に補助</p> <p>2 一般農林作業道の管理 農家組合等関係者で機能管理</p>	<p>なし</p>	<p>林道維持管理規定あり</p> <p>1 林道台帳登載道路 9路線 9路線を町で管理 (直接は各集落が管理)</p> <p>(1) 用地の権利関係 町で買収あるいは寄付採納で登記を原則とする</p> <p>(2) 補修用の原材料等支給(作業費は地元負担) ・維持補修用の原材料を支給 ・事業主体 農家組合</p> <p>(3) 維持補修用の重機の賃貸(作業費は地元負担) ・重機の費用は全額町が負担</p> <p>2 一般農林作業道 なし</p>	<p>林道維持管理規定あり</p> <p>1 林道台帳登載道路 3路線 3路線は町が管理</p> <p>(1) 用地の権利関係 原則用地買収、町で登記</p> <p>(2) 補修用の原材料等支給(作業費は地元負担) ・維持補修用の原材料を支給 ・事業主体 町</p> <p>(3) 維持補修用の重機の賃貸 なし</p> <p>2 一般農林作業道の管理 町内等地元で機能管理</p>	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
<p>林道維持管理規定あり</p> <p>1 林道台帳登載道路 8路線 8路線は町が管理</p> <p>(1) 用地の権利関係 原則用地買収だが、借地あり</p> <p>(2) 補修用の原材料等支給(作業費は地元負担) ・維持補修用の原材料を支給 ・事業主体 町</p> <p>(3) 維持補修用の重機の賃貸 なし</p> <p>2 一般農林作業道の管理 農家組合等関係者で機能管理</p>	<p>林道維持管理規定なし</p> <p>1 林道台帳登載道路 4路線 4路線を村、集落及び関係者で管理 (直接は各集落が管理)</p> <p>(1) 用地の権利関係 民有地</p> <p>(2) 補修用の原材料等支給(作業費は地元負担) ・維持補修用の原材料を支給 ・事業主体 村</p> <p>(3) 維持補修用の重機の賃貸(作業費は地元負担) ・重機の費用は全額村が負担</p> <p>2 一般農林作業道の管理 農家組合等関係者で機能管理</p>	<p>林道維持管理規定あり</p> <p>1 林道台帳登載道路 4路線 1路線(基幹林道)は小国町直轄管理 3路線(一般林道)は町管理であるが直接は地元管理)</p> <p>(1) 用地の権利関係 基幹林道は用地買収及び登記(予定)</p> <p>(2) 補修用の原材料等支給(作業費は地元負担) ・維持補修用の原材料を支給 ・事業主体 町</p> <p>(3) 維持補修用の重機の賃貸(作業費は地元負担) ・重機の費用は全額町が負担</p> <p>2 一般農林作業道の管理 地元関係者で機能管理</p>	<p>年度単位に実施する事業であるため、年度途中で制度を統一することは困難である。</p>	<p>林道台帳登載道路は越路町の制度を、その他の作業道等は長岡市の制度を基に統一する。 ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 林道台帳登載道路は越路町の制度を、その他の作業道等は長岡市の制度を基に統一する。)</p>

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

375

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
17 農林	01 農林水産業	02 農業生産の振興	07 畜産振興	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
1 畜産振興総合対策事業(国) 畜産振興に対する市町村推進費  2 受精卵移植技術普及促進事業(単独) 優良牛から採卵をする経費に対し助成  3 畜産振興資金利子補給(単独) 畜産の振興を図るため資金を貸し付ける農協 に対し利子補給をするもの  4 長岡市営牧場 管理者 長岡市(直営) 利用形態 通年預託 130頭 利用品種 乳用牛・肉用牛	1 家畜防疫事業助成(単独) 家畜衛生協議会を通じて、畜産農家が実施する 家畜の予防注射費用の補助等を行う	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	1 畜産振興総合対策事業(国) 畜産振興に対する市町村推進費  2 家畜防疫事業助成(単独) 家畜の予防注射費用の補助(ただし、牧場上 牧牛に限る。)  3 萱峠牧場 管理者 山古志村肥育牛生産組合(委託) 利用形態 夏季放牧預託 40頭 利用品種 肉用牛	1 家畜防疫助成事業(単独) 家畜農家の振興と衛生管理疾病予防の推進委 託		新制度を創設し統一する。 ただし、平成17年度は現行どおりとする。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

376

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
17 農林	01 農林水産業	02 農業生産の振興	04 生産調整	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
(1) 生産調整協力謝金(単独) 関係団体に対し協力謝金  (2) 転作確認(単独) 現地確認における賃金・車借上料  (3) 地域水田農業推進協議会の体制 会 長 農協組合長 副会長 長岡市助役 事務局 農協	(1) 生産調整協力謝金(単独) 集落に対し事務協力費  (2) 転作確認(単独) 現地確認における賃金  (3) 地域水田農業推進協議会の体制 会 長 農業委員会々長 副会長 議員(産業建設常任委員長) 事務局 中之島町	(1) 生産調整協力謝金(単独) 関係団体に対し協力謝金  (2) 転作確認(単独) 現地確認における賃金・車借上料  (3) 地域水田農業推進協議会の体制 会 長 越路町長 副会長 農協組合長、越路町助役 事務局 農協、越路町	(1) 生産調整協力謝金(単独) 農家組合長連絡協議会に対し協力謝金  (2) 転作確認(単独) 現地確認における賃金・船舶借上料  (3) 地域水田農業推進協議会の体制 会 長 与板町長 副会長 与板町農業委員会長 事務局 与板町	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
(1) 生産調整協力謝金(単独) 農家組合長連絡協議会に対し協力謝金  (2) 転作確認(単独) 現地確認における賃金・車借上料  (3) 地域水田農業推進協議会の体制 会 長 三島町長 副会長 農協副組合長 事務局 三島町	(1) 生産調整協力謝金(単独) 農家組合長に対する協力推進賃金  (2) 転作確認(単独) 現地確認における賃金  (3) 地域水田農業推進協議会の体制 会 長 山古志村長 副会長 農協支店長 事務局 山古志村	(1) 生産調整協力謝金(単独) なし  (2) 転作確認(単独) 現地確認における賃金  (3) 地域水田農業推進協議会の体制 会 長 小国町長 副会長 農協理事 事務局 小国町		新基準を創設し統一する。 ただし、平成18年度までは現行どおりとする。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

377

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
17 農林	01 農林水産業	04 農村振興	01	中山間地域振興
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
1 中山間地域等直接支払制度の取組み(県) (1)目的 中山間地域等の条件不利地域における平地地域との地域間格差の解消、集落機能や地域コミュニティの維持・保全 ・実施面積 62.8ha  (2)概要 継続的な営農体制の構築を目指した担い手の確保、集落機能の維持保全等を総合的に進めていくため、直接支払制度を活用しながら集落の活性化ビジョンづくりとその実践を促す。 実践策の一つとして、地域の多様な資源を活用した都市農村交流を促し、地域活力の向上を目指している。  2 中山間地域等振興対策事業の取組み(市)	なし	1 中山間地域等直接支払制度の取組み(県) (1)目的 中山間地域等の条件不利地域における平地地域との地域間格差の解消、集落機能や地域コミュニティの維持・保全 ・実施面積 81.6ha  2 中山間地域等直接支払推進事業の取組み(県)	1 中山間地域等直接支払制度の取組み(県) (1)目的 中山間地域等の条件不利地域における平地地域との地域間格差の解消、集落機能や地域コミュニティの維持・保全 ・実施面積 25.2ha  2 中山間地域等直接支払推進事業の取組み(県)  3 集落活性化プラン、活性化計画の作成	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
1 中山間地域等直接支払制度の取組み(県) (1)目的 中山間地域等の条件不利地域における平地地域との地域間格差の解消、集落機能や地域コミュニティの維持・保全 ・実施面積 98.7ha  2 中山間地域等直接支払推進事業の取組み(県)	1 中山間地域等直接支払制度の取組み(県) (1)目的 中山間地域等の条件不利地域における平地地域との地域間格差の解消、集落機能や地域コミュニティの維持・保全 ・実施面積 413.5ha  2 中山間地域等直接支払推進事業の取組み(県)	1 中山間地域等直接支払制度の取組み(県) (1)目的 中山間地域等の条件不利地域における平地地域との地域間格差の解消、集落機能や地域コミュニティの維持・保全 ・実施面積 210.2ha  2 中山間地域等直接支払推進事業の取組み(県)  3 集落活性化プラン、活性化計画の作成		現行どおりとする。 ただし、中山間地域等直接支払制度は平成17年度に制度の見直しがあり、その時点で地域の状況に合った取組みを実施する。